

## 京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項

(平成16年12月7日総長裁定制定)

- 第1 京都大学に、奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第2 委員会は、本学大学院において、独立行政法人日本学生支援機構(この項において「機構」という。)の第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、機構に対して在学中に特に優れた業績を挙げた者としての認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 総長
  - (2) 厚生補導担当の副学長
  - (3) 部局長 若干名
  - (4) 学生部委員会委員 若干名
  - (5) 学生部長
  - (6) その他総長が指名する者 若干名
- 2 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 第5 委員会は、第2の調査審議を行うに当たっては、返還の免除を受けようとする学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、業績の評価項目及び評価方法は、委員会の議に基づき総長が定める。
- 第6 委員会に関する事務は、学生部厚生課において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員会の議に基づき委員長が定める。

### 附 則

- 1 この要項は、平成16年12月7日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に委嘱する第3第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、第3第3項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。